

横浜市会

YOKOHAMA CITY COUNCIL



横浜市会の歴史と伝統を継承し、 市民に開かれた議会

旧庁舎は、市民広間を介して行政部分と議会部分を明確に分けて配置することで、二元代表制を表現していました。新庁舎でもこれを継承し、本会議場等を行政部分から分けて配置し、船をイメージした特徴的な外観としています。

コンセプト

開かれた議会の実現

・誰もが傍聴しやすい議会

本会議場等の傍聴席の一部には、車いすをご利用の方や補助犬をお連れの方などにも利用いただけるユニバーサルデザインを採用しています。また、誰もが安心して傍聴していただくために、本会議場には親子傍聴室と授乳室を新設したほか、全ての傍聴席にヒアリンググループ*を設置しています。

*聴覚障害者用の補聴器を補助する放送設備のこと

・議会への関心を高める取組

市会の歴史や仕組みを知ることができる市会PRコーナーを新設し、また、市民の方も図書等を閲覧できる市会図書室を設置する等、より議会へ関心を持ってもらえる取組を行っています。

・来庁者に優しく、変化に対応できる構造

来庁者の利便性向上のため、本会議場の傍聴席は、7階のエレベーターホール直近に、委員会室の傍聴席は、廊下に面して配置し、スムーズな入退室を可能にしました。

また、諸室に外光を採り入れる間接採光窓を設置するなど、人と環境に優しいつくりとしました。さらに、環境の変化に柔軟に対応できる設計としています。

コラム



旧本会議場天井の 鳩とオリーブの枝のレリーフ

旧本会議場(令和2年5月まで使用)天井には平和の象徴である「鳩」と「オリーブの枝」のレリーフが描かれていたことから、6階議場ホワイエ天井に1/2に縮小したレリーフを復元し、旧庁舎の雰囲気と伝統を継承しています。

断面図

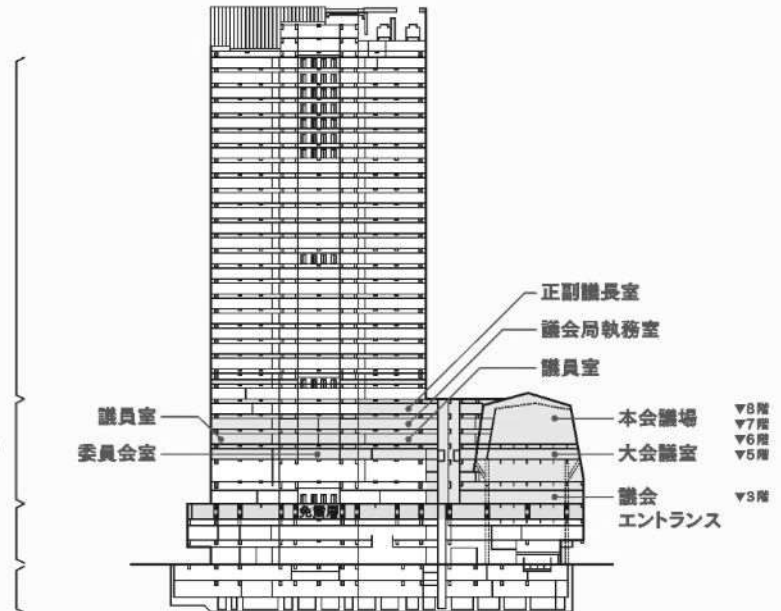
議会部分は3、5～8階に配置しています。免震層の上部に配置することで、災害時にも議会機能を継続できるようにしています。

行政部分(8-31階)

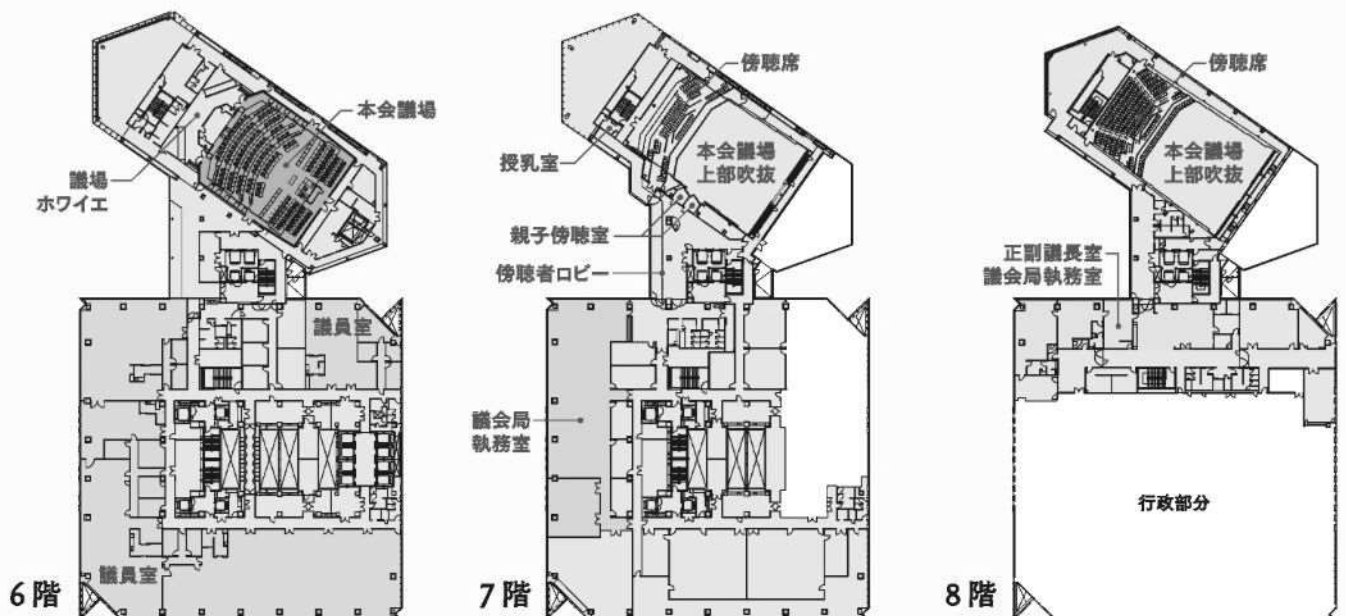
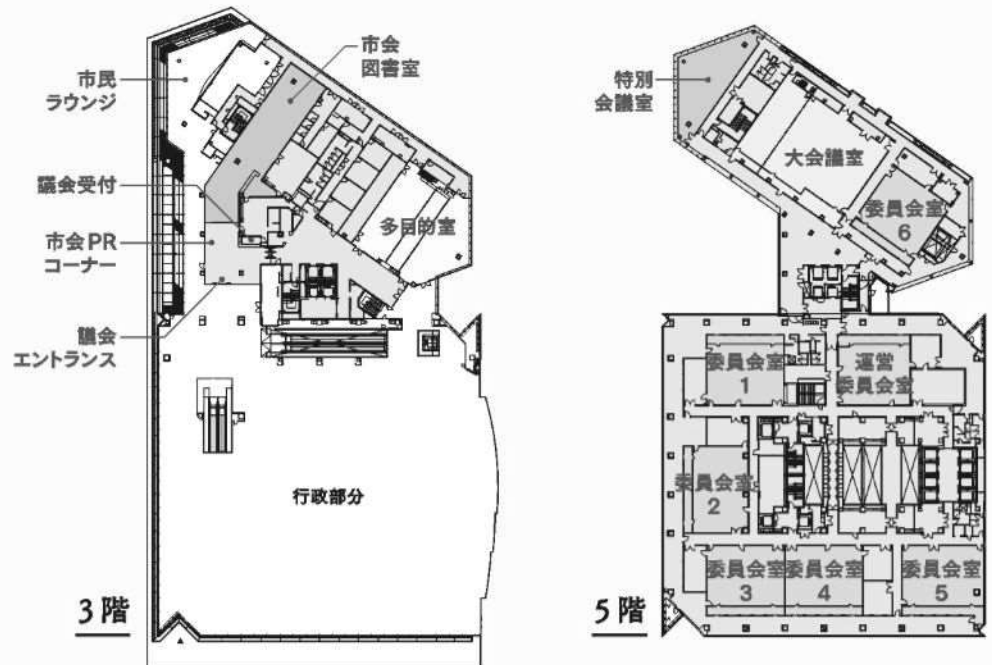
議会部分(3、5-8階)

市民利用・商業(1-3階)

駐車場(B2-B1階)



平面図



3階フロア

市会をより身近に感じていただけるよう、市会PRコーナーを3階エントランスホールに配置し、市会に関するコンテンツを発信、提供します。

市会図書室もエントランスの直近に配置し、市民の方にも図書等を閲覧していただくことができます。

市会PRコーナー



市会の歴史についての放映を視聴したり、タッチパネルで市会について学ぶことができます。

市会図書室



議員の調査研究に資するため、地方自治に関する図書等を所蔵しています。

多目的室



横浜市会が主催する会合や研修会等を行うことができます。

コラム



明治22年当時の市役所

「市会」という呼称の由来

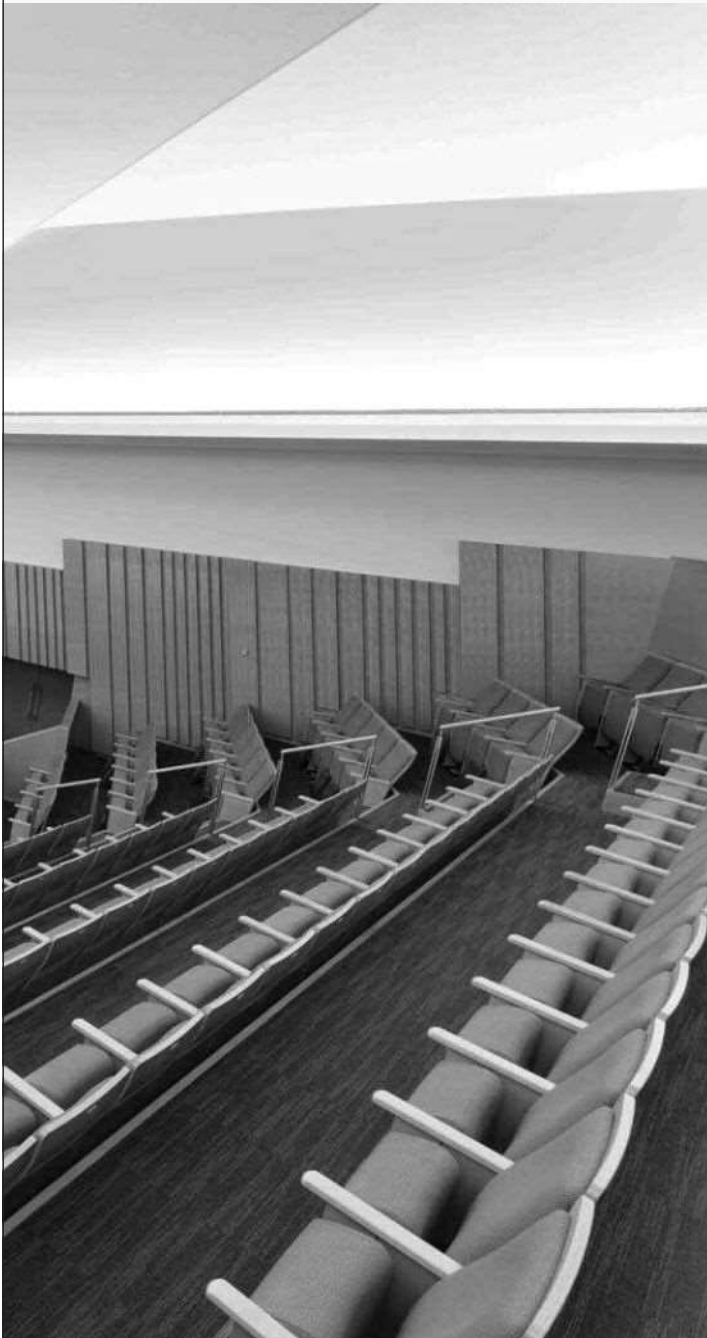
明治22年(1889年)に施行の「市制」の中で、市には「市会」を置くと定められており当時はすべての市が「市会」と呼びました。

その後昭和22年(1947年)に地方自治法が公布され、「市議会」と呼ぶこととなりますが横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の5市は、それまでどおり「市会」という呼称を使用し現在に至ります。

7階フロア



議長席からの本会議場



傍聴席からの本会議場

本会議場

本会議場は、各座席配置や白い天井など旧議場の雰囲気を残しつつ、床は「海・波」をイメージした青色のカーペットを採用し「横浜らしさ」を表現しています。

天井面は船底の形状とし、壁面の一部は、吸音性能を確保するとともに「波」をイメージした形状を採用しています。

また、採決結果等を表示・記録できる会議システムを新たに導入しています。

傍聴席



本会議場の傍聴席は、旧本会議場より100席多い216席に増やしました。

親子傍聴室



誰もが安心して傍聴できるように、遮音された親子傍聴室を新たに2室設置しました。

傍聴者ロビー



傍聴者がお待ちいただくスペースを設け、海外都市からの交流品も展示しています。

5階フロア

委員会室、運営委員会室、大会議室に傍聴席やヒアリンググループを設置しました。
傍聴席には、車いすのスペースも設けています。

委員会室



特別会議室



国内外からの視察等の受入用として、映像・音響設備を設けています。

コラム



旧庁舎の建物

昭和34(1959)年2月26日、庁舎棟に先立ち市会棟が完成。3月2日には新しい議事堂での初市会が開会されました。

この旧庁舎は、横浜開港100年記念事業の一環として建設されました。

横浜市議会局

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地10

TEL : 045-671-3040

FAX : 045-681-7388

<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/>



札幌市議会運営委員会 視察調査票

(熊 本 市)

- 1 議員定数・議会構成等について**
別紙資料参照
- 2 本会議及び予・決算審査の委員会運営について**
別紙資料参照
- 3 災害発生時の議会の対応について**
別紙資料参照

熊本市議会について:項目

- 1 議員数及び会派別議員数
- 2 常任委員会
- 3 特別委員会・協議等の場
- 4 議会運営委員会
- 5 議案審議の流れ
- 6 議会の日程
- 7 本会議における発言時間等
- 8 予算決算委員会
- 9 請願・陳情の取扱い
- 10 議会のデジタル化への取組

1 議員数及び会派別議員数

(1) 議員数(条例定数、現員数)

条例定数 48人(平成24年3月21日議決)

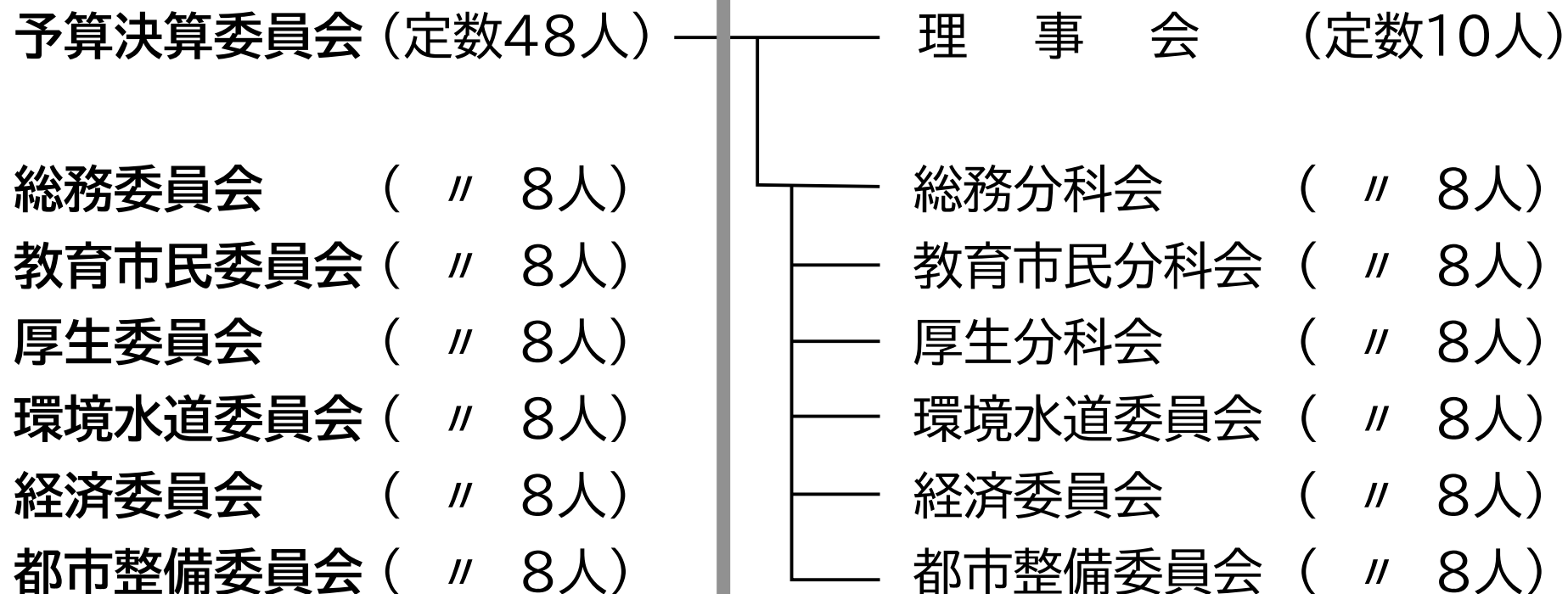
現員数 48人(令和 4年7月20日現在)

(2) 会派別議員数

| 会 派 名 | 議員数 |
|------------|-----|
| 熊本自由民主党市議団 | 16 |
| 自由民主党熊本市議団 | 12 |
| 公明党熊本市議団 | 8 |
| 市民連合 | 8 |
| 日本共産党熊本市議団 | 2 |
| 無所属議員 | 2 |
| 合 計 | 48 |

2 常任委員会

(1) 定数及び構成



3 特別委員会・協議等の場

(1) 定数等

〈特別委員会〉 ※ 令和元年5月15日設置

庁舎整備に関する特別委員会 (定数12人)

大都市税財政制度・都市問題等特別委員会 (// 12人)

〈協議等の場〉 ※ 令和元年5月15日設置

議員全員会議 (定数48人)

予算決算委員会理事会 (// 10人)

議会広報委員会 (// 10人)

議会活性化検討会 (// 10人)

4 議会運営委員会

(1) 定数及び構成

定数13人。各交渉団体(3人以上の会派)から選出。

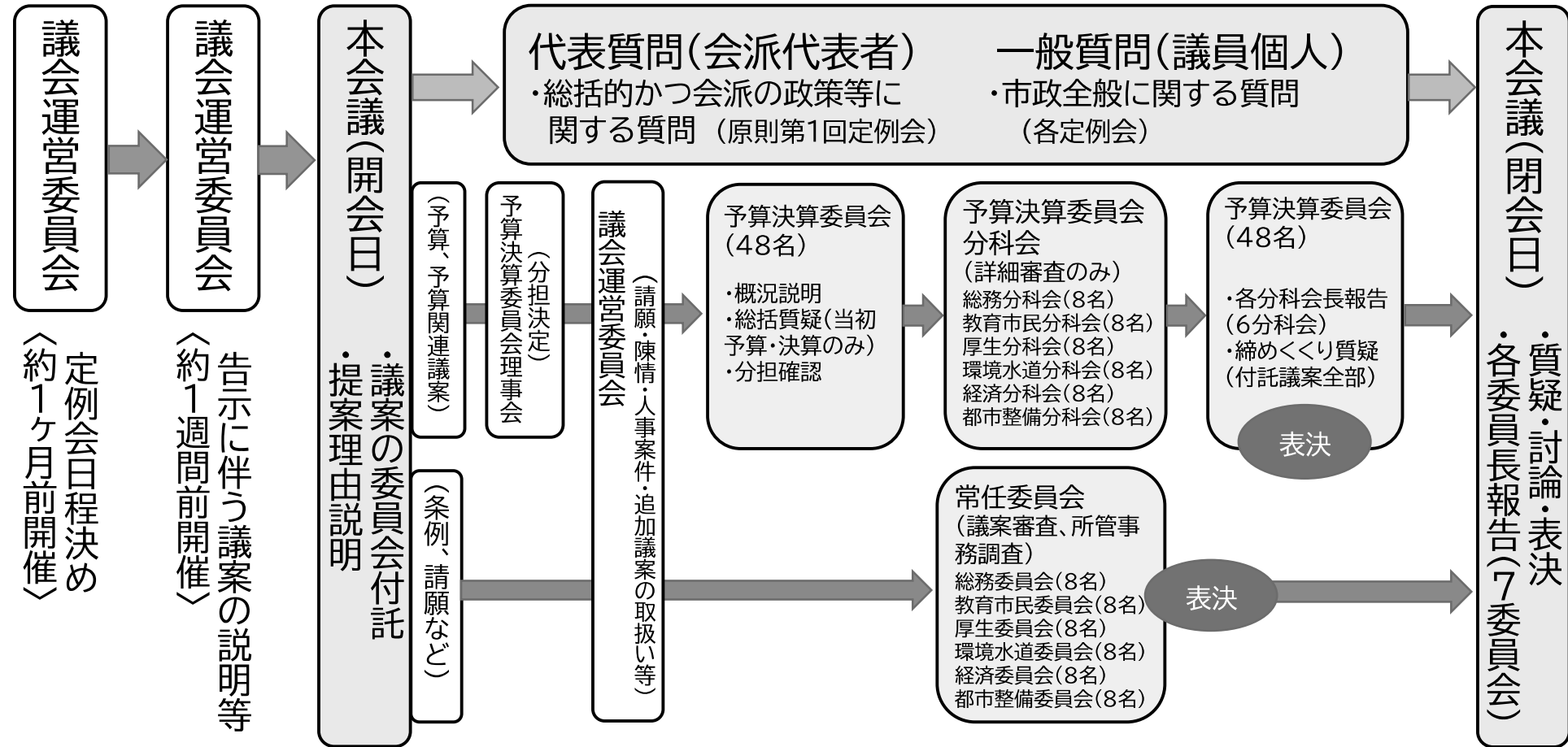
所属議員の異動等により、交渉団体としての要件を欠くに至った会派又は減員となる会派の委員は、速やかに辞任するものとする。

(2) 定例の議会運営委員会

- ① 開会日の約1か月前開催・・・・・・・・・・・・・・・・定例会日程及び質問者の決定等
- ② 告示日開催(開会日1週間前)・・・・・・・・・・・・提出議案の説明聴取等
 - ※ ただし、第1回定例会にあっては、開会日の2、3日前に開催
- ③ 会期中開催(質問最終日前日の午前終了後)・・・・請願・陳情、人事案件、追加議案の取扱い等

5 議案審議の流れ

(1) 議会定例会の流れ



6 議会の日程

(1) 会期

各定例会の会期日程案については、招集告示日の約1ヶ月前に議会運営委員会を開催して日程決め等を行い、招集告示日に開催される議会運営委員会(直前議運)において最終確認を行い、協議・決定している。

| 定例会 | 直近開催日 | 会期 |
|-------------|----------------|------|
| 第1回定例会(2月) | R4.02.16~03.24 | 37日間 |
| 第2回定例会(6月) | R4.06.10~06.29 | 20日間 |
| 第3回定例会(9月) | R3.09.01~09.27 | 27日間 |
| 第4回定例会(12月) | R3.11.29~12.17 | 19日間 |

7 本会議における発言時間等

(1) 代表質問(4人以上の議員が所属する会派の代表者による質問)

| | |
|------|---|
| 質問内容 | 総括的なものとし、会派の主義主張、政策等に関するもの |
| 実施時期 | 第1回定例会（ただし、市長の選挙又は議員の一般選挙後初めて招集される定例会にあっては、議会運営委員会において協議する） |
| 通告期限 | 開会日の正午（第1回定例会で先議がある場合は、先議分の委員長報告の日の正午） |
| 通告内容 | できるだけ具体的に項目を記載 |
| 発言 | 登壇して行う |
| 時間制限 | 60分以内（答弁含む） |
| 登壇回数 | 制限なし |
| 人数制限 | 1会派につき1人 |
| 発言順位 | 大会派順 |

7 本会議における発言時間等

(2) 一般質問(議員個人による質問)

| | |
|------|---|
| 質問内容 | 市政全般に関すること(委員会に付託された議案に関する質問はできない) |
| 実施時期 | 毎定例会 |
| 通告期限 | 開会日の正午(第1回定例会で先議がある場合は、先議分の委員長報告の日の正午) |
| 通告内容 | できるだけ具体的に項目を記載 |
| 発言 | 登壇して行う |
| 時間制限 | 60分以内(答弁含む) ※ 令和3年第2回定例会より |
| 登壇回数 | 制限なし |
| 人数制限 | 全議員が1年に2回質問することができ、1定例会につき24人を上限(48名×2回÷4定例会) |
| 発言順位 | 質問実施要綱に規定する大会派等からの輪番制 |

7 本会議における発言時間等

(3) 質問時間

○ 第1回定例会

・代表質問 240分(60分×4会派)

※ 代表質問は4人以上の議員が所属する会派

・一般質問 最大1,440分(60分×4人×6日)

○ 第2回・第3回・第4回定例会

・一般質問 最大1,440分(60分×4人×6日)

※ 一般質問を実施する日数は、1定例会につき6日を上限とし、1日当たり
の質問者数は、原則3人までとする。ただし、1定例会の質問者数が18人
を超えるときは1日当たり4人までとする。

7 本会議における発言時間等

(4) 質疑

| | |
|------|------------------------------|
| 概要 | 議案に対する質疑 |
| 実施時期 | 毎定例会(※ 1) |
| 通告期限 | 採決が行われる本会議開催日の前日(休日除く)の午前10時 |
| 通告内容 | 発言の要旨を記載 |
| 発言 | 登壇して行う |
| 時間制限 | 1人10分以内(答弁含まず) |
| 登壇回数 | 3回以内 |
| 人数制限 | なし |
| 発言順位 | 委員会条例第1条第2項の表に規定する委員会順(※ 2) |

- ※ 1 議案の採決前に実施。ただし、原則として所属委員会に付託された議案に関する質疑及び予算決算委員会付託議案に関する質疑は遠慮願う。
- ※ 2 複数の議員から同一委員会の審査議案について通告があった場合は大会派順。

7 本会議における発言時間等

(5) 討論

| | |
|------|---|
| 通告期限 | 採決が行われる本会議開催日の前日(休日を除く)の午前10時 |
| 発言順 | 賛成又は反対の両方の討論通告がある場合は、反対→賛成→反対→賛成の交互に指名(発言)する。この場合において、それぞれの立場の討論が複数ある場合は、原則として、大会派順とし、同数会派及び無所属議員の取扱いは、議会運営に関する申し合わせ第1項第5号に定めるところによる。 |
| 発言時間 | 1回につき15分以内 |

8 予算決算委員会

(1) 経緯

従 前

予算審査 ⇒ 歳入：総務委員会に付託

歳出：常任委員会に分割付託

※「議案一体の原則」に照らして考えれば問題あり

決算審査 ⇒ 特別委員会を設置して閉会中に審議

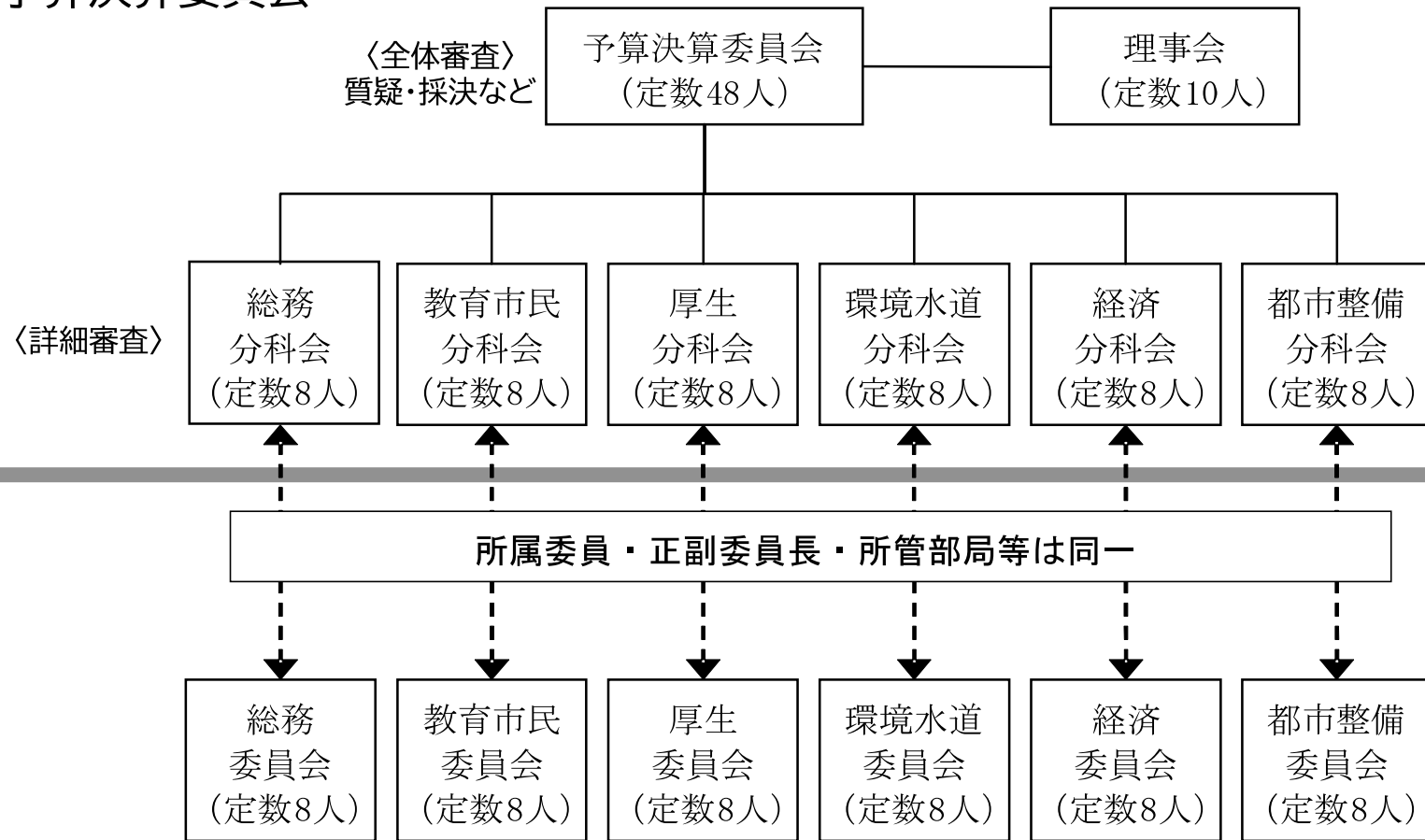
平成22年3月2日～

抜本的な議会改革の一環として、新たに予算と決算を総合的に審査する全議員参加の常任委員会として「予算決算委員会」を設置。

8 予算決算委員会

(2) 構成

予算決算委員会



部門別常任委員会

8 予算決算委員会

(3) 予算決算委員会理事会

予算決算委員会は、全員参加型の委員会であることから、委員会の円滑な運営を図るため理事会を設置している。

① 定数及び構成

10名：会長、副会長を含む理事8名と予算決算委員会正副委員長

② 協議事項

- ・審査の日程調整
- ・総括及び締めくくり質疑の実施について
- ・質疑者(質疑通告)の確認
- ・付託議案の分担等の取扱い 等

③ 定例の理事会

- ・代表(一般)質問が行われる日のうち最も早い日
- ・総括(締めくくり)質疑の実施日の2日前(原則持ち回り協議)

8 予算決算委員会

(4) 付託議案

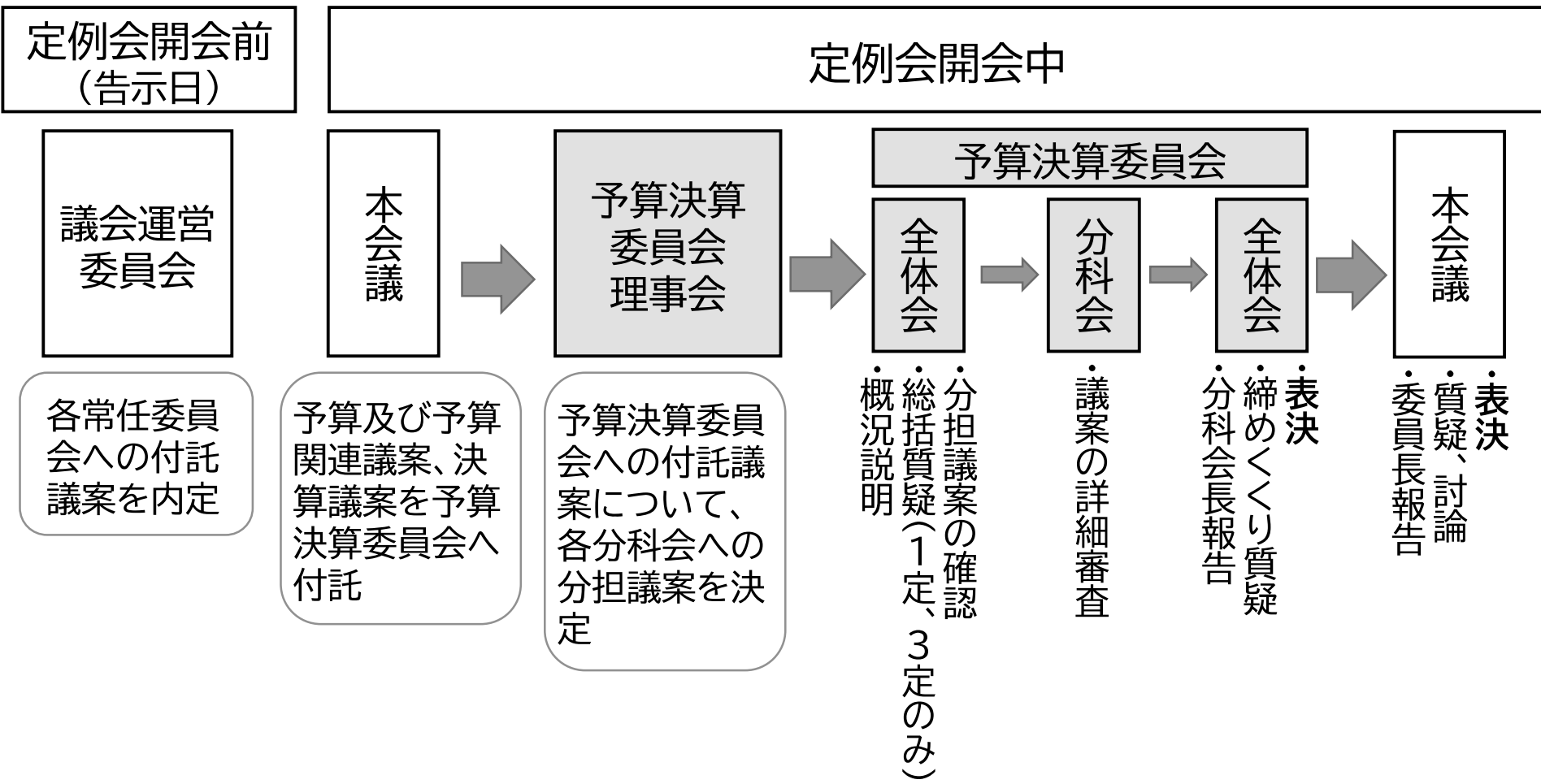
予算決算委員会には予算及び予算関連議案並びに決算議案を付託する。予算については、一般、特別、企業のすべての会計で、当初予算及び補正予算を付託する。また、予算の専決処分の承認議案も含まれる。予算関連議案とは、基本的に下記の議案とし、予算関連議案か否か疑義が生じる場合は、その都度、議会運営委員会で協議、決定することとなる。

< 予算関連議案 >

- ① 予算の根幹部分に係る制度の改廃に係る議案
(例)特別会計・基金の設置、改正、廃止を内容とする条例など
- ② 歳入予算を伴う議案
(例)市税関係条例、分担金、負担金、使用料、手数料条例など
- ③ 歳出予算を伴う議案(予算の執行に係る議案を除く)
(例)職員等給与に関する条例など

8 予算決算委員会

(5) 基本的な審査の流れ



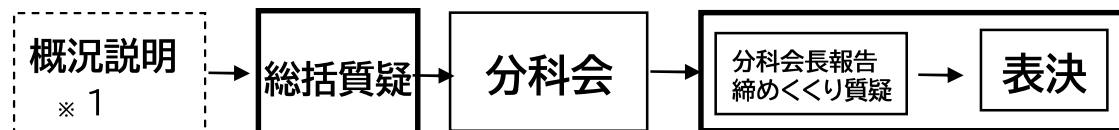
※ 予算決算委員会の総括質疑及び締めくくり質疑の前には必ず理事会(原則持ち回り)を開催する。17

8 予算決算委員会

(6) 定例会ごとの審査パターン

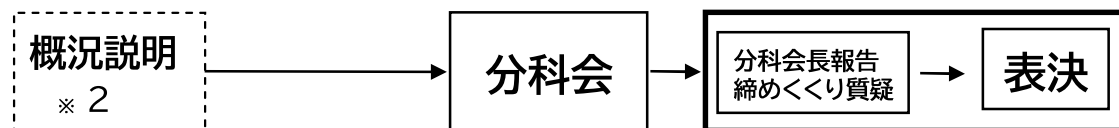
● 第1回定例会

□ 当初予算審査



● 第2回・第4回定例会

□ 補正予算審査



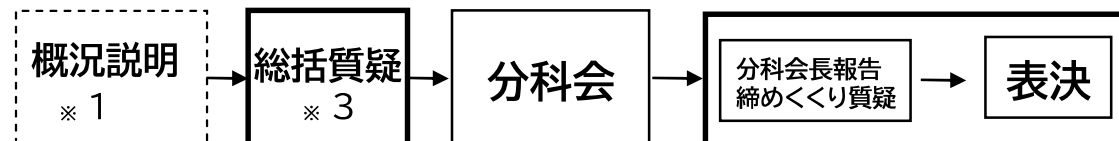
● 第1回、第3回定例会

□ 補正予算審査



● 第3回定例会

□ 決算審査



※ 1 招集告示日に議員全員会議を開催し、予算決算委員会への付託議案の概況説明を聴取

※ 2 第2回、第4回定例会の概況説明は文書による確認

※ 3 平成28年度は、震災による補正予算議案が多く提案されたことから、第3回定例会補正予算議案についても総括質疑の対象とした。

8 予算決算委員会

(7) 質疑

| 種 別 | 総括質疑 | 締めくくり質疑 |
|------|---|---|
| 内 容 | 当初予算(1定)及び決算(3定)に関する全体的な質疑 | 付託議案に関する最終的な確認のための質疑 |
| 質疑時間 | 当該会派に属する議員の人数に5分を乗じて得た時間 無所属議員については5分間 | 当該会派に属する議員の人数に5分を乗じて得た時間 無所属議員については5分間 |
| 登壇者数 | 制限なし | 制限なし |
| 登壇回数 | 制限なし | 制限なし |
| 通告期限 | 審査日の2日前 午前10時 | 審査日の2日前 午前10時 |

8 予算決算委員会

(8) 予算決算委員会における会派別質疑時間配分表

| 会派名 | 議員数 | 質疑時間 |
|------------|-----|------------|
| 熊本自由民主党市議団 | 16 | 16人×5分=80分 |
| 自由民主党熊本市議団 | 12 | 12人×5分=60分 |
| 公明党熊本市議団 | 8 | 8人×5分=40分 |
| 市民連合 | 8 | 8人×5分=40分 |
| 日本共産党熊本市議団 | 2 | 2人×5分=10分 |
| 無所属委員 | 2 | 各5分 |

9 請願・陳情の取扱い

(1) 年間取扱件数(令和3年審査件数)

請願 2件

陳情 37件(委員会に参考送付した陳情のみ)

(2) 請願・陳情の取扱い

| | 請願 | 陳情 |
|------|---|--|
| 受付 | 随時(※ 1) | 随時(※ 1) |
| 提出期限 | 定例会開会日の午後5時までに提出された請願は、当該定例会で審査し、その後提出されたものは、次の定例会において審査する。 | 陳情の取扱いを決定する議会運営委員会開催日の前日の午後5時までに提出された陳情は、当該定例会中に開催される委員会に送付し、その後提出されたものは、当該定例会後に開催される委員会に送付する。 |

※ 1 電子メールによる受付はしていない(持参または郵送のみ)。

9 請願・陳情の取扱い

(2) 請願・陳情の取扱い(つづき)

| | 請願 | 陳情 |
|------|--|--|
| 審査方法 | 議案として常任委員会へ付託し、委員会において採決する。その後、本会議において委員長報告を行い、質疑・討論の後、採決する。 | 予算決算委員会を除く委員会へ参考送付し、本会議での報告・採決は行っていない。 |
| 主旨説明 | 提出者からの申出があれば、委員会開催前に聴取(※ 2) | 提出者からの申出があれば、委員会開催前に聴取(※ 2) |
| 審議結果 | 請願者に対して議決結果を郵送にて通知。 | |

- ※ 2 主旨説明は、原則として委員会開催前に聴取する。ただし、部門別常任委員会に先立ち予算決算委員会の分科会が開催される場合は、分科会開催前に聴取する。
主旨説明は、会議録に記載しない。

10 議会のデジタル化への取組

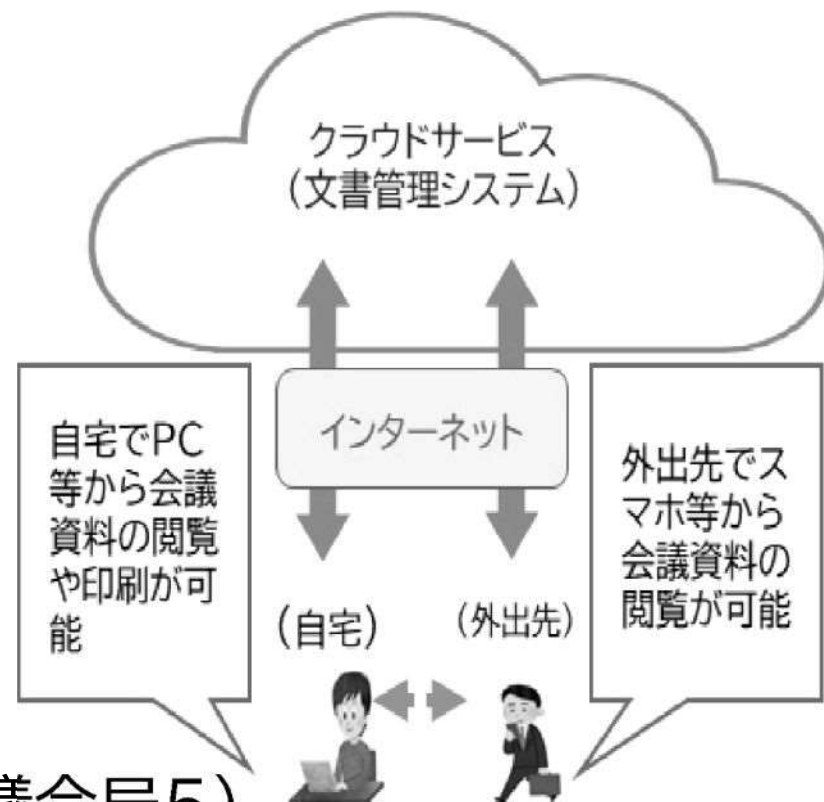
(1) クラウドサービスの活用

(概要)

議員への迅速かつ効率的な情報提供の手段として、自宅のPCやスマートフォンなどのマルチデバイス対応によるクラウドサービス(LINEWORKS)を導入。

導入時期:令和3年2月

ライセンス数:53(うち議員48、議会局5)



10 議会のデジタル化への取組

(2) オンライン委員会等環境整備

(概要)

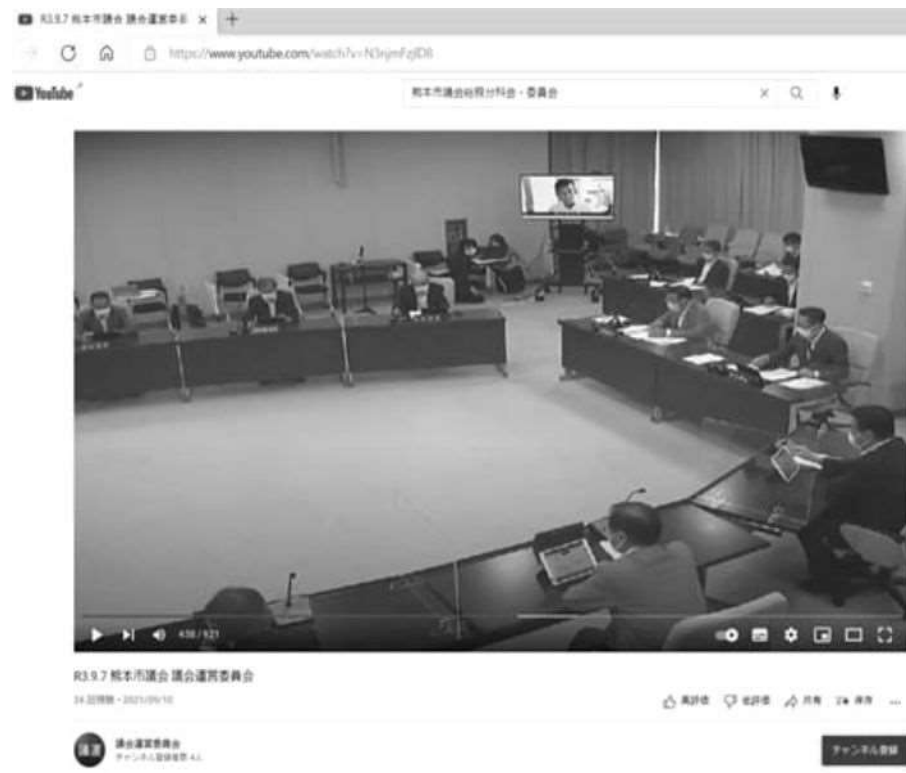
新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、委員会及び協議等の場において、議員が自宅等から出席できるオンライン委員会等の開催に向けた環境を整備。

オンライン委員会の開催にあたっては、クラウドサービス(LINE WORKS)を活用して実施。

導入時期:令和2年12月

開催実績:令和3年 5月17日(経済委員会)

令和3年 9月 7日(議会運営委員会)



10 議会のデジタル化への取組

(3) 委員会のインターネット放映

(概要)

議会傍聴の新たな手段として、委員会における無料動画配信サービス(YouTube)を活用したインターネット放映(生中継・録画)を開始。

録画放映：令和3年6月～
生中継：令和3年9月～



10 議会のデジタル化への取組

(4) 手話通訳の放映

(概要)

聴覚障がい者の方への傍聴環境を充実させるため、現在放映している本会議及び予算決算委員会の生中継及び録画の映像に手話通訳の画面表示を開始。



本会議

導入時期:令和3年6月

予算決算委員会

導入時期:令和4年6月